

『採用選考マッチングサイト等運營業務委託』
公募型プロポーザル仕様書

令和4年1月28日

神戸市 経済観光局
経済政策課

I 目的・概要

この事業は、神戸市内外の学生等が市内企業(神戸市が特別に認める場合を除いて、原則、神戸市内に法人登記簿上の本店所在地を置く企業をいう。以下同じ。)を幅広く知り、市内企業の採用選考に繋げる機会を提供することで、学生等の市内就職の促進と市内企業の人材確保を図ることを目的とする。

II 契約期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

III 業務内容

1 概要

参 加 者	令和5年3月に卒業予定の学生(大学院、大学、短大、専修学校、高等専門学校等(以下、「大学等」という。))に在籍する者で就職を希望する者をいう。)及び卒業後概ね3年以内の者(以下、「学生等」という。)
参 加 企 業	令和5年3月卒業予定の学生等に係る採用計画がある市内企業
実 施 内 容 ※企画提案事項	(1)オンライン形式 ①ライブ配信形式の合同企業説明会(以下、「ライブ形式」という。)を実施すること。 ②参加企業毎に事業内容、企業情報、採用情報等を掲載したページ(以下、「求人票」という。)を作成し、学生等から選考申込を受け付け、学生等と企業の採用面接日時を調整する(以下、「採用選考マッチング」という。)こと。 (2)対面形式 対面形式の合同企業説明選考会(以下、「説明選考会」という。)を開催すること。なお、参加者の利便性を重視した立地の会場を選定し、企画提案すること。 (3)その他、目的に合致した事業効果を期待できる内容について積極的に企画提案すること。
開 催 日 ・ 開 催 期 間 ※企画提案事項	(1)オンライン形式 ①ライブ形式：1回以上実施すること。実施時期は企画提案事項とする。 ②採用選考マッチング：実施期間は企画提案事項とする。 (2)対面形式 令和4年6月下旬頃から令和5年2月下旬頃までに3回以上実施すること。具体的な開催回数・時期は企画提案事項とする。ただし、大学等の休業期間を除いて土曜・日曜・祝日の開催が最も望ましいほか、できる限り近隣で開催される他の就職関連イベントとの重複を避けること。
目 標 値 ※企画提案事項	参加学生等、参加企業数の目標値及び目標値達成のための確保策についても企画提案すること。 (1)オンライン形式 ①ライブ形式：参加企業10社以上、参加学生等：20名以上 ②採用選考マッチング：参加企業30社以上、学生等の採用選考への申込件数のべ500件以上

	<p>(2) 対面形式</p> <p>①参加企業 30 社以上、参加学生等のべ 120 名以上</p> <p>②学生等の採用選考への申込件数のべ 60 件以上</p> <p>※学生等の採用選考への申込件数は、同一の学生等が 2 件以上の選考に申し込むことを妨げない。</p> <p>※対面形式の参加企業数の計上にあたっては、各回において参加企業が重複することなく出展することが好ましい。</p>
事業参加費	<p>参加企業より 1 社・1 回あたり下記のとおり負担金を徴収する。なお、徴収事務は神戸市が行う。(金額は消費税及び地方消費税込み)</p> <p>①ライブ形式：中小企業 11,000 円、大企業 55,000 円</p> <p>②採用選考マッチング：中小企業 33,000 円、大企業 55,000 円</p> <p>③説明選考会：中小企業 22,000 円、大企業 55,000 円</p> <p>※中小企業とは中小企業基本法第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。</p>

2 業務の詳細内容

(1) オンライン形式

ア) 特設サイトの作成

- a) 受託者は、ライブ形式・オンデマンド動画配信・採用選考マッチングを実施することができる独自のサイト（以下、「特設サイト」という。）を作成すること。
- b) 受託者は、特設サイトの作成及び運用に必要となるサーバ等のハードウェアやデータベース等のソフトウェアを全て準備すること。
- c) 受託者は、特設サイトの作成においてユーザビリティを考慮し、ストレスを感じない程度の閲覧状態・構成・速度を意識したうえで作成すること。また、魅力的なデザインで、使いやすい画面及びページ構成とし、サイトの作成及び更新時には事前に神戸市の承諾を得ること。
- d) 受託者は、特設サイトの保守・運用をすること。
- e) 受託者は、上記以外に特設サイトの作成及び運用に必要となる一切の業務を行うこと。

イ) ライブ形式の開催

- a) 受託者は、特設サイトにおいてライブ形式を開催すること。
- b) 受託者は、参加企業及び参加学生等の受付、案内を行うこと。
- c) 受託者は、ライブ形式の進行を行うこと。
- d) 受託者は、ライブ形式を円滑に進めるための進行表等の必要な資料を神戸市の事前の承認を得た上で予め作成し、当日の参加学生等が閲覧できる状態にすること。

ウ) 採用選考マッチングの実施

- a) 受託者は、参加企業毎に求人票を作成し、参加企業の事前の承認を得たうえで特設サイトに掲載すること。なお、参加企業より求人票の訂正・掲載終了の依頼を受けた際は順次対応すること。
- b) 受託者は、学生等が希望する企業の選考申込の受付を行うこと。また、参加企業に速やかに提供の上、書類選考を依頼すること。
- c) 受託者は、書類選考の結果を選考企業に確認し、学生等へ速やかに通知すること。

- d) 受託者は、書類選考に合格した応募者と選考企業との選考日時の調整を行うこと。
- e) 受託者は、上記以外にオンライン形式の開催に必要な一切の業務を行うこと。

(2) 対面形式

- ア) 会場の確保・借り上げ・設営等
 - a) 受託者は、説明選考会の実施内容に適した機能・規模を有する会場を確保し、借り上げ等を行うこと。
 - b) 受託者は、説明選考会の会場の設営及び撤収を行うこと。また、必要な備品の配置及び電源の確保等を行うこと。
- イ) 説明選考会の運営・進行
 - a) 受託者は、参加企業及び来場学生等の受付、案内を行うこと。
 - b) 受託者は、説明選考会の進行を行うこと。
 - c) 受託者は、円滑かつ安全な業務の遂行に向けて必要なスタッフ数を確保し、配置すること。
 - d) 受託者は、説明選考会を円滑に進めるための進行表及び配置図等の必要な資料を神戸市の事前の承認を得た上で予め作成・印刷し、当日の来場学生等及び参加企業に配布すること。
 - e) 受託者は、来場学生等及び参加企業に当日の進行方法を周知するため、当日のプログラムやスケジュール等を示したボードや張り紙等を会場の目に付きやすい場所に設置すること。
 - f) 受託者は、十分な安全対策及び安全管理を行い、事故を防止すること。また、イベントの開催地における自治体の新型コロナウイルス感染症対処方針を遵守し、会場に消毒液を配置する他、レイアウトでは十分な間隔を確保する等の新型コロナウイルス感染症感染防止策を講じること。
 - g) 受託者は、上記以外に説明選考会の運営に必要な一切の業務を行うこと。

3 業務に付随する項目

受託者は、「Ⅲ業務内容」1～2に記載する業務内容に共通する事項として、次に掲げる項目を行わなければならない。

- (1) 受託者は、神戸市との綿密な打合せ及び神戸市への事業の進捗・執行状況等に係る報告を適宜行い、業務を円滑に遂行すること。
- (2) 受託者は、効果的に実施する事業名称をイベント毎に提案の上、神戸市の事前の承認を得ること。
- (3) 受託者は、イベント毎にWEBページ用のバナーを作成し、神戸市及び参加企業に提供すること。
- (4) 参加企業の募集・選定・決定通知等
 - ア) 受託者は、参加企業の募集を行うこと。なお、参加企業の募集に際しての応募要件等について、事前に神戸市と協議し、承認を得ること。なお、参加企業の募集は、神戸市が運営する雇用・就労関係情報ポータルサイト「KOBE JOB PORT」においても案内予定である。
 - イ) 受託者は、参加企業の募集に際して参加学生等や参加大学の様々なニーズに対応できるよう、地元経済団体等に積極的に情報提供するなど、市内企業の幅広い業種に対して広報すること。なお、「神戸ワーク・ネットワーク就業促進連絡会議」を構成する地元経済団体（神戸商工会議所、兵庫県経営者協会）の協力を得る予定である。
 - ウ) 受託者は、応募状況について神戸市に適宜報告すること。
 - エ) 受託者は、応募締切り後、速やかに全ての応募者情報を一覧表にして、神戸市に提出すること。
 - オ) 受託者は、参加企業について、令和5年3月卒業予定の学生等に係る採用計画がある市内企業を特定の業

種や企業規模等に偏ることなく選定する。なお、選定に際しては、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）」第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団員等の排除に関する要綱」第5条に該当する企業を選定してはならない。また、選定に際しては、選定案を神戸市に提出し、事前の承認を得ること。

- キ) 受託者は、選定終了後速やかに全ての申込企業に対して、当落の通知を行うこと。
- ク) 受託者は、各業務を円滑に行えるよう、各事業の開催日の前日までに、全参加企業に対して各事業の実施・運営方法に係る説明を行うこと。
- (5) 受託者は、関西圏に加え、その他の地域の学生等に対して様々な広報媒体を効果的に活用して広報・周知を行うとともに、学生等が神戸市内に就職する可能性の高いと期待できる地域の大学等に開催周知を行い、集客目標数以上の学生等を集客すること。
- (6) 参加者アンケートの実施
 - ア) 受託者は、各業務において、参加企業・参加学生等に対するアンケートを作成し、配布・回収すること。なお、アンケート項目については事前に神戸市の承認を得ること。
 - イ) 受託者は、各業務において回収したアンケートの写し及び集計結果を、神戸市に提出すること。
- (7) 受託者は、ライブ形式及び説明選考会における当日の参加企業の出欠状況、学生等の参加者数（大学・文理・男女・居住地（市町村まで）の別）、ライブ形式における参加企業ごとの閲覧数、説明選考会における参加企業ごとの来場者数の速報値を、各業務の開催日の翌営業日中に神戸市に報告すること。
- (8) 神戸市への状況報告
 - ア) 受託者は、特設サイトのアクセス数、各ページの閲覧数等を毎月集計し、神戸市に報告すること。
 - イ) 受託者は、参加企業に対して採用選考への申込者数・採用状況の調査を毎月実施し、神戸市に報告すること。
- (9) 受託者は、各業務終了後下記に掲げる事項をまとめて記載した実績報告書を作成し、神戸市に提出すること。
 - ア) 各業務の詳細（実施事業名称、実施日・実施期間、参加企業の名称・業種、具体的な実施内容、企業・学生等への周知・広報方法等）
 - イ) 各業務の実績（ライブ形式及び対面形式の参加者数（企業毎の閲覧者・訪問者数を含む）等）
 - ウ) 各業務の効果（実施事業・参加企業ごとの採用選考への申込件数、内定者数、内定辞退者数（大学・文理・男女・居住地（市町村まで）の別）等）
 - エ) 参加企業・学生等に関するアンケートの集計結果
 - オ) 各業務における課題及び改善点
 - カ) 上記以外に神戸市が求める事項
- (10) 受託者は、本プロポーザルによる業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (11) 受託者は、本プロポーザルによる業務の遂行にあたっては、「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。また、神戸市セキュリティポリシー*に定める事項を遵守すること。

*神戸市セキュリティポリシー掲載先

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/innovation/policy/index.html>

IV 納品物について

(1) 納品物、納入形式、納期について

受託者は、「Ⅲ業務内容」に掲げる1～2の各業務の業務完了時に次の表に掲げる納品物を納入すること。

納品物	納入形式	納期
本仕様書Ⅲ-3-(4)-(エ)に掲げる応募者情報の一覧表	Microsoft Excel 形式のファイル	応募締切日から起算して2営業日以内
本仕様書Ⅲ-3-(6)-(イ)に掲げる回収済みのアンケートの写し及び集計結果	①ライブ形式 Microsoft Excel 形式のファイル ②対面形式 PDF 形式のファイル	開催日当日から起算して3営業日以内
本仕様書Ⅲ-3-(7)に掲げる速報値の一覧表	Microsoft Excel 形式のファイル	開催日の翌日（翌日が土曜・日曜・祝日の場合は開催日の翌日以降初めの営業日）。
本仕様書Ⅲ-3-(8)に掲げるアクセス数、閲覧数等及び申込・採用状況の一覧表	Microsoft Excel 形式のファイル	各業務開始後、毎月15日まで
本仕様書Ⅲ-3-(9)に掲げる実績報告書	PDF 形式のファイル	令和5年3月31日まで

※ 表中「営業日」は受託者の営業日を指す。

※ 表中「業務終了日」とは、各業務の開催日を指す。

(2) 納品に係る共通事項

ア) 受託者は、データファイルにより神戸市に納品する際は、納品前にウイルスチェックを完了させ、正常な状態であることを確認した上で納品すること。

イ) 上記(1)に記載の納期に関わらず、神戸市がやむをえない事情があると認めた場合、神戸市は納期を令和5年3月31日までの間で延長することができる。

V 実施体制

(1) 受託者は、本仕様書「Ⅲ業務内容」に記載する各業務を正確かつ確実に実施するため、全体の業務を統括する統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を配置し業務を進めること。

(2) 受託者は、前項に基づき配置した統括責任者、業務種別ごとの実施責任者及び実施担当者を神戸市に報告すること。

(3) 統括責任者又は実施責任者は、業務の進捗に応じて定期的に神戸市に対して報告、調整を行うこと。

(4) 同一の者が複数の業務種別に係る実施責任者又は実施担当者を兼ねても構わない。

VI その他注意事項

(1) 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾なくして、本プロポーザルによる業務を第三者へ委託（請負

その他これに類する行為を含む) (以下「再委託」という) してはならない。なお、神戸市は、当業務の全部又は大部分についての一括した再委託を承諾することはできない。

- (2) 受託者は、神戸市の書面による事前の承諾を得て再委託する場合には、再委託の相手方との間に神戸市の委託契約約款が定める趣旨に即した再委託契約を締結しなければならない。
- (3) 本プロポーザルによる業務の履行により有体物及び無体物(以下「成果物」という。)が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- (4) 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- (6) 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)及び個人情報以外の秘密に係る情報その他神戸市が指定する情報(以下「個人情報等」という。)の保護の重要性を認識し、業務を処理するに当たって、個人情報等を取り扱う際には、他人その他のものの権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (8) 受託者は、業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (9) 受託者は、神戸市から貸与された文書等を神戸市の書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。
- (10) 受託者は、本プロポーザルによる業務の遂行にあたって、顧客獲得や自社又は関連会社等のサービス等の宣伝を目的とする行為を行ってはならない。
- (11) 受託者は、本プロポーザルによる業務の実施において疑義が生じた場合は、神戸市担当者と協議し、その指示に従う。
- (12) 契約の締結にあたり、神戸市は、受託事業者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約することがある。
- (13) 受託者は、本プロポーザルによる事業が中止となった場合、未履行の業務に該当する金額を減額しなければならない。